

透明性の高い経営システムの構築・運営に努めています

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会評価を開始し、実効性・透明性を高めています

千趣会は、多様なステークホルダーへの社会的責任を果たすために、透明性の高い経営システムを構築し、有効に機能させることが重要だと考えています。

そこで、取締役会の透明性を高め、経営への監督機能を強化するために、2006年度から社外取締役制度を導入しています。2018年3月30日現在、取締役10名のうち3名は社外取締役(非常勤)であり、2名は東京証券取引所が定める独立役員に指定しています。

また、当社は監査役設置会社であり、社外監査役3名を含む監査役5名で構成される監査役会を設置しています。社外監査役のうち2名は公認会計士、1名は弁護士の資格を有しており、そのうち2名を独立役員として届け出しています。独立役員選任については、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に加え、当社で定めた独立性に関する基準を適用するものとしています。

グループ全体のガバナンスとしては、関係会社管理規程を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については親会社である当社が承認するとともに、子会社ごとに当社内に主管部を定めて親子会社間の指揮・命令系統を明確にし、意思疎通を図っています。

取締役会の実効性評価を実施しました

2016年度からは、取締役会構成員が、取締役会のめざすべき方向およびその方向性に対する課題を認識し、共有、改善することにより、取締役会の機能および実効性を向上し、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、取締役会の実効性に関する分析評価を実施しています。取締役会を構成するすべての取締役および監査役によるアンケートを使った自己評価を2017年11月に実施し、取締役会にて議論しました。質問内容は①取締役会の構成について、②取締役会の準備、運営について、③取締役会における議論の実効性について、です。

その結果、当社の取締役会の構成はバランスがとれ、新任の社外取締役からの発言も多く議論が活発になされて

おり、実効性はおおむね確保されていると評価されました。今後、より充実したものにするために、短期的なテーマの議論ではなく、長期的、未来的な議論を行うなど中長期視点での戦略論議を深めていくこと、業務執行者の報告における質と量の向上をさらに図ることで、より取締役会の監視・監督機能を拡充すべきといった課題が挙げられました。

今後は課題の解決を通じて取締役会の実効性機能向上を図り、引き続きさらなる改善に努めます。

業績向上・企業価値増大に貢献する意識醸成を目的とした報酬制度を導入しています

当社の役員報酬は、「基本報酬」および「業績連動型株式報酬」から構成し、「基本報酬」は固定報酬および業績連動報酬から構成しています。いずれも株主総会で決議された額の範囲内で取締役会において決定しています。

「基本報酬」のうち、固定報酬は世間相場を考慮し職位別に支給金額を決定し、業績連動報酬は単年度の業績に対する経営責任と報酬との関連性を明確にするため、会社業績および個人業績を反映して決定しています。「業績連動型株式報酬」は中長期的な業績の向上並びに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対し導入しています。

取締役および監査役に対する報酬(2017年12月期)

取締役および監査役の報酬などの総額 167百万円		
区分	人数	支払額
取締役	12名	111百万円 (うち社外取締役4名15百万円)
監査役	4名	38百万円 (うち社外監査役2名10百万円)

注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
注) 上記には、2017年3月30日開催の第72期定時株主総会終了の時をもって退任した取締役3名(うち、社外取締役2名)を含み、同日に退任した無報酬の社外取締役1名を除いております。

各種社内規程・監査を通じて内部統制の整備・運用を図っています

業務運営の状況の把握と改善を図ることを目的に、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」など各種社内規程に基づいて内部監査を実施し、社長に報告しています。

財務報告に係る内部統制については、2017年度は全社

統制(千趣会および、連結子会社8社と持分法適用関連会社2社に対して実施)のほか、7つの業務サイクル※における内部統制の整備・運用状況の評価を実施し、「有効」と評価できる状態になっています。そのほかの業務運営の状況(関係会社含む)についても、年間計画にしたがって内部監査を実施しています。

また、内部統制に関する教育として、「内部統制eラーニング2017」を実施し、1,431名(千趣会:787名、全社統制評価対象の連結子会社8社:644名)が受講しました。

※ 販売・商品購買・販売促進・媒体関連・たな卸資産集計・財務・財務報告の7業務それぞれに設定した内部統制のサイクル。

株主総会

議決権行使を円滑にするための施策を実施しています

当社では、議決権行使を円滑化するために、株主総会招集通知を定時株主総会が開催される2週間以上前に発送を行っています。またコーポレートサイトによる開示も行っています。

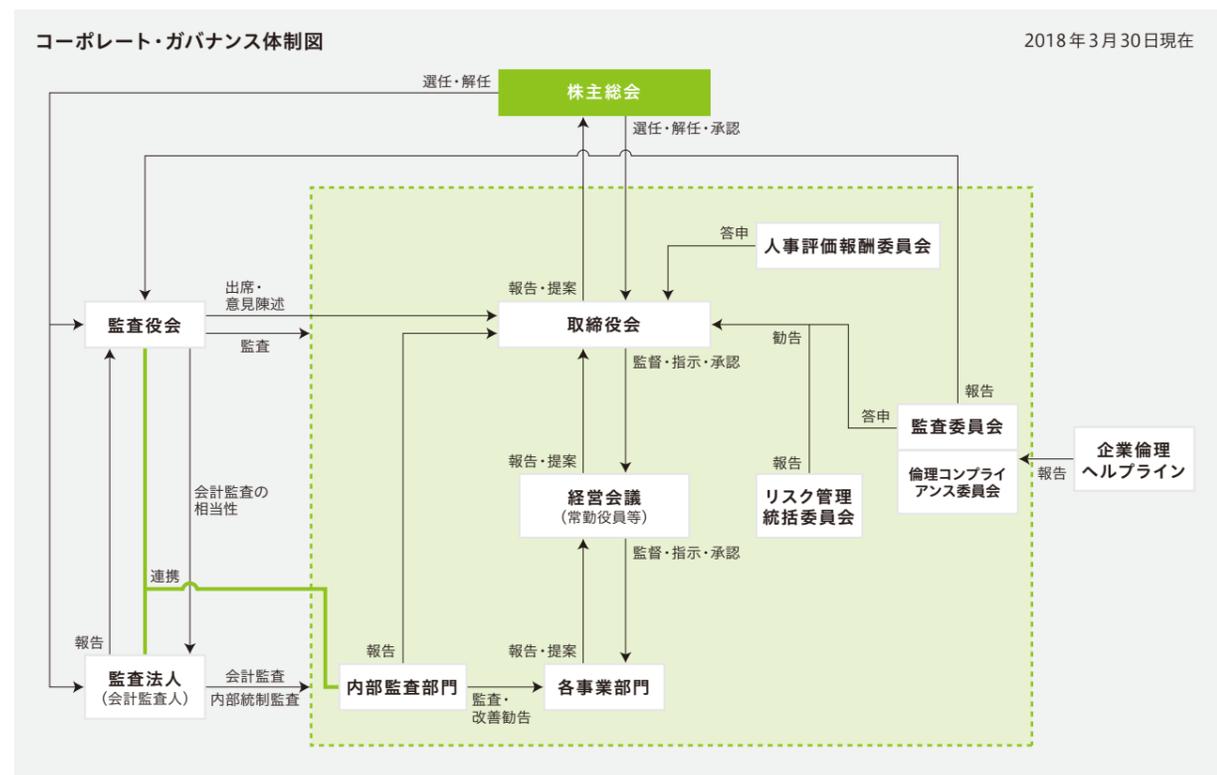
また、議決権行使の利便性を高めるため、インターネットなどによる議決権行使も可能としています。そのほか、機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組みとして、2007年3月開催の第62期定時株主総会より、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。

情報開示・株主との対話

公正かつ適時・正確な情報公開に努めています

金融商品取引法および当社が株式を上場している証券取引所が定める適時開示規則に沿って、また当社を理解いただくために有効な情報については適時開示規則に該当しない場合でも、公正かつ適時・正確に開示しています。IR資料についても、開示が義務付けられているものに加え、中期経営計画概要(和・英両文)、ファクトブック(和英併記)などを自主的にコーポレートサイトに開示しています。

また、年2回、アナリスト・機関投資家および報道機関向けの決算説明会を行っています。



株主・投資家とのコミュニケーションの充実を図っています

投資家とのコミュニケーションを充実させるために、コーポレートサイトでの財務・非財務情報の充実を心がけています。2017年度は、こうした取り組みが評価され、「Gómez IR サイトランキング」銀賞、「日興アイ・アール 全上場企業 ホームページ充実度ランキング」最優秀サイトならびに業種別ランキング最優秀サイトなどを獲得しました。今後も迅速でわかりやすい情報提供に努め、株主・投資家の方々との建設的な対話を大切にしていきます。



リスクマネジメント

体制を抜本的に見直し、PDCAサイクルを整理・明確化しました

当社は、全社的な事業リスクを対象としたリスクマネジメントを実施するために、社長を委員長とし、経営会議のメンバーから構成される「リスク管理統括委員会」が中心となって重要リスクの特定・評価、全社的な体制強化などを推進してきました。

2017年度には、「リスク管理統括委員会」を頂点とした実践的な危機管理体制を整備するのみならず、経営会議での月次リスク状況報告に加えて取締役会における四半期リスク評価報告を行うなど、経営を執行・監督の両面で支援する取り組みを進めました。

また、全社リスク管理のPDCAサイクルを通じて、管理リスク(損失増大リスク)のみならず戦略リスク(収益減少リスク)も対象として、現在の経営状況も踏まえた実効性の高いリスクマネジメント体制の整備に努めました。

今後も、「リスク管理統括委員会」およびリスクマネジメント部が中心となり、全社的な視点から、各組織・各枠組みを越えたルールやプロセスづくり、役割分担の明確化などを実施し、さまざまなリスクに対応可能な体制強化を行っていきます。また、社内規程の整備・教育・社内研修会や日々の相談などを通じて、全社的なリスク管理意識の醸成を図っていきます。

コンプライアンス

従業員への啓発、教育に取り組んでいます

当社では、「千趣会グループ コンプライアンス・ポリシー」を制定し、日々心がけるべきことをまとめた「千趣会 行動ケースブック」を社内イントラネットにて公開しています。

また、従業員向けの講習会や研修会、eラーニングを実施しているほか、「法務ニュース」と題したeメールを定期的に配信しており、2017年度は、「有利誤認表示※」と「商標権侵害」について取り上げました。

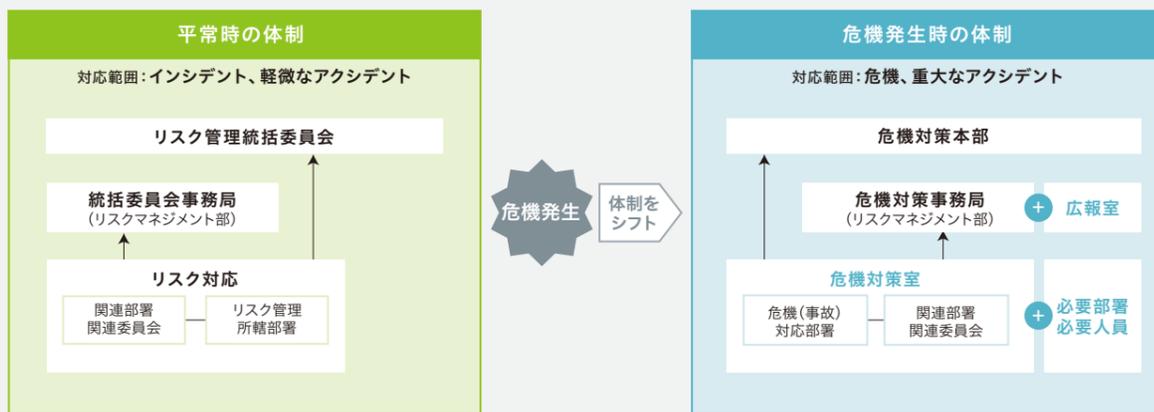
なお、法令や社内規定違反への潜在的リスクに早期に対応するため、内部通報制度「企業倫理ヘルプライン」を2005年から社内外に設置しています。

※ 景品表示法が禁じる不当表示の一つで、商品やサービスを利用する条件が、実際よりも著しく有利であると誤認させるような表示。

コンプライアンス・ポリシー

- 1. 法令等の順守**
すべての事業活動において、法令のみならず、社会規範、企業倫理、社内ルールを順守し、適正かつ良識のある企業活動を行います。
- 2. 経営の健全性と透明性の確保**
内部統制システムを構築するとともに、経営情報を適時、的確に開示することにより、経営の健全性と透明性を確保します。
- 3. 反社会的勢力への毅然とした対応**
反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を徹底します。
- 4. 従業員のための企業環境づくり**
従業員が意欲をもってその能力を発揮し、創造性、専門性を最大限に高めることができる企業環境づくりに努めます。

危機管理体制と移行基準



危機管理体制への移行基準
 ■ リスク管理統括委員会の委員長が「危機」であると判断した場合
 ■ 法令上あるいは社会通念上において対外的な説明や情報開示が必要となるような種類もしくは規模の事態が生じた場合
 ※ この危機管理体制は汎用的・包括的な初動を中心とした体制です。
 ※ 個別・ケース別に具体化したリスク・危機管理については、発生確率・影響度・コスト等を踏まえたうえで必要性を判断し別途整備します。

個人情報保護

顧客情報保護のための体制強化に努めています

通信販売を主要事業とする当社では、お客さまからお預かりしている個人情報を安全・適切に管理することが何より重要な責任と考えています。

そこで、2005年に「千趣会個人情報保護方針」の策定と順守、2006年にプライバシーマークを取得するとともに、その認定基準に則った個人情報保護体制を構築し、個人情報を厳密に管理しています。さらに、お客さまからの情報の開示・訂正・利用停止などのご要望・ご相談には、「個人情報お客様相談室」を設置して迅速な対応に努めています。

またグループ会社を含めた情報セキュリティ強化のため、2016年度に「個人情報保護マニュアル(グループ子会社版)」を策定し、2017年度には「情報セキュリティ委員会」を設置するなど、セキュリティ対策の充実やクレジットカード情報に関する法令順守、個人情報保護法改正への対応等を行うための体制を整えました。

なお2017年度においても、徹底した個人情報保護体制維持のために、当社およびグループ会社従業員への個人情報保護に関する教育、当社全部署を対象とした内部監査、グループ会社および委託先の調査を実施しました。

その結果、重大な不適合は発生しませんでした。



このマークは、個人情報保護体制がJISの基準に準拠していることを認証するものです。

企業倫理ヘルプラインの仕組み

